

行方市庁舎建設市民会議の会議の公開に係る傍聴要領（案）

令和 2 年 2 月 日

行方市庁舎建設市民会議決定

（趣旨）

第 1 この要領は、行方市庁舎建設市民会議設置要綱(令和元年行方市告示第 35 号)第 8 条の規定に基づき、行方市庁舎建設市民会議(以下「市民会議」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公開基準）

第 2 市民会議の会議は、原則公開とする。ただし、行方市情報公開条例(平成 17 年条例第 10 号)第 7 条各号のいずれかに該当する情報を含む事項について検討する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会議の公開又は非公開の決定は、前項の規定に基づき委員長が決定する。

（会議開催の事前公表）

第 3 市民会議の会議を開催するにあたっては、事前にホームページ等で会議開催のお知らせを公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りではない。

（会議の傍聴等）

第 4 市民会議の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する市民等(以下「傍聴者」という。)に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 市民会議の会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定め、会議中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 傍聴者は、会議当日の会場受付にて自己の住所、氏名を記載するものとする。

4 傍聴者の定員は、会議室の大きさによりあらかじめ決定する。なお、傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順で決定する。

（その他）

第 5 この要領に定めるもののほか、市民会議の会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 2 月 日から施行する。

行方市庁舎建設市民会議の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

第1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。

第2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他事務局が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。

第3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。

- (1) 会議における言論に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
- (4) 写真、ビデオ等での撮影、録音をしない。
- (5) 携帯電話類は、使用しないこと。

第4 前条の規定に違反し、そのため協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。

行方市庁舎建設市民会議 第 回会議（令和 年 月 日開催）

傍聴者名簿

	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7.			
8			
9			
10			